

社会福祉法人 錦江会
湯之里園ホームヘルパーステーション

介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業
(訪問介護独自サービス) 重要事項説明書

介護予防・日常生活支援総合事業
第1号訪問事業（訪問介護独自サービス）契約書別紙（兼重要事項説明書）①

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 錦江会
主たる事務所の所在地	〒891-0404 指宿市東方828番地口
代表者（職名・氏名）	理事長 肥後 高春
設立年月日	昭和48年6月9日
電話番号	0993-22-4149

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	湯之里園ホームヘルパーステーション	
サービスの種類	第1号訪問事業（訪問介護独自サービス）	
事業所の所在地	〒891-0404 指宿市東方828番地口	
電話番号	0993-22-4410	
指定年月日・事業所番号	平成30年4月1日指定	4671000174号
管理者の氏名	肥後 啓子	
通常の事業の実施地域	指宿市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態又は事業対象者である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、訪問介護相当サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者が要支援状態となることの予防、要支援状態の維持若しくは改善又は要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号訪問事業（訪問介護独自サービス）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助, 就寝介助, 排泄介助, 身体整容, 食事介助, 更衣介助, 清拭(せいしき), 入浴介助, 体位交換, 服薬介助等
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理, 洗濯, 掃除, 買い物, 薬の受取り, 衣服の整理など

5. 営業日時

営業日	日曜日から土曜日まで(年中無休)
受付時間	8:30~17:00
サービス提供時間	利用者の希望に応じて、サービスの提供については、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

6. 事業所の職員体制

訪問介護員の職種	勤務の形態・人数
介護福祉士	常勤 3人, 非常勤 3人
訪問介護養成研修1級 (ヘルパー1級) 課程修了者	
訪問介護養成研修2級 (ヘルパー2級) 課程修了者	非常勤 3人
事務員	常勤兼務 1人

7. 管理者及びサービス提供責任者

事業所の管理者及びサービス提供責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理者	肥後 啓子
サービス提供責任者の氏名	安藤 久美

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に記載のとおり基本利用料の1割又は2割又は3割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号訪問事業（訪問介護独自サービス）の利用料

【基本部分】※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料 (1月あたり)	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
訪問型サービス (11) (1月につき)	週1回程度のサービス が必要とされた場合 (事業対象者・要支援1・2)	11,760 円	1,176円 (288)	2,352円 (576)	3,528円 (864)
訪問型サービス (12) (1月につき)	週2回程度のサービス が必要とされた場合 (事業対象者・要支援1・2)	23,490 円	2,349円 (576)	4,684円 (1148)	7,047円 (1727)
訪問型サービス (13) (1月につき)	週2回を超える程度の サービスが必要とされた場合 (事業対象者・要支援2)	37,270 円	3,727円 (913)	7,454円 (1826)	11,181円 (2739)

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める介護予防訪問介護の金額に相当する金額であり、介護予防訪問介護の金額が改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

() は、介護職員等処遇改善加算 (I) の金額となっています。

【加算】

●初回加算

- ・新規利用者
- ・過去2ヶ月に訪問介護の提供を受けていないご利用者様

(初回サービス提供開始時にサービス提供責任者が同行訪問した場合には
200単位が加算されます。)

●介護職員等処遇改善加算 (I)・・・24.5%

(2) キャンセル料

第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）は、利用料が月単位の定額制のため、キャンセル料は不要とします。

3 (3) 支払い方法

上記(1)及び(2)の利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、10日以内に差上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の15日（祝休日の場合は直後の平日）に、ゆうちょ銀行より引き落とし
現金払い	サービスを利用した月の翌月の15日（休業日の場合は直前の営業日）までに、現金でお支払いください。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名（利用者との続柄） 電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）及び指宿市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0993-22-4410 面接場所 当事業所の相談室 苦情受付時間 事業所の営業日及び営業時間に同じ 苦情受付窓口（担当者） 担当者 ホームヘルパーステーション： 安藤 久美
---------	--

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

行政機関その他苦情受付機関

指宿市国保介護課介護保険係	所在地 指宿市2424 電 話 0993-22-2111 受付時間 9:00～17:00
国民健康保険団体連合会	所在地 鹿児島市鴨池新町7番4号介護相談室 電 話 099-213-5122 受付時間 9:00～17:00
鹿児島県社会福祉協議会	所在地 鹿児島市鴨池新町1番7号 県社会福祉センター内 電 話 099-256-6789 受付時間 9:00～17:00
県介護福祉課事業者指導係	所在地 鹿児島市鴨池新町10-1 電 話 099-286-2674 受付時間 9:00～17:00

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

- ① 医療行為及び医療補助行為
- ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など

(2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

13. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

未実施

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 鹿児島県指宿市東方828番地口
事業者名 社会福祉法人 錦江会
代表者職・氏名 理事長 肥後 高春 印

サービス提供責任者

説明者職・氏名 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住所 指宿市
氏名 印

署名代行者（又は法定代理人）

住所
本人との続柄
氏名 印

立会人 住所
氏名 印